

伊豆の国市空家等対策推進協議会運営規程

制定 平成30年1月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、伊豆の国市空家等対策推進協議会設置要綱（平成29年10月25日伊豆の国市告示第156号。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、伊豆の国市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の招集等)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、招集の期日の7日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、当該期間を短縮することができる。

3 会長は、要綱第8条の規定により会議に委員以外の者の出席を求めるときは、出席を求めようとする会議の開催期日の7日前までに、日時、場所及び聴こうとする意見又は説明の内容を当該関係者に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、当該期間を短縮することができる。

(委員による招集の請求)

第3条 委員は、空家等の対策の推進に関する重要な事項（要綱第3条に規定する所掌事項をいう。）に関し会議を開催する必要があると認めるときは、会長に対し、協議会の招集を請求することができる。

2 第1項の規定による請求があったときは、会長は、当該請求があった日から10日以内に、当該請求のあった日から3週間以内の日を開催日とする協議会の招集の通知を発しなければならない。

(議事の整理、秩序の保持)

第4条 会長は、要綱第7条の規定により会議の議長となり、議場の秩序を維持する。

2 議長は、必要があると認めるときは、秩序を乱した者を退場させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、議長が公開しないことが適当であると判断したときは、この限りでない。

(発言の許可)

第6条 協議会において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(退場の承認)

第7条 委員は、会議の開催中に退場しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(議案の審議)

第8条 議長は、議案を審議するときは、その旨を宣言しなければならない。

2 議案の審議は、当該議案に係る内容の説明があった後に行うものとする。

3 議長は、審議上必要があると認めるときは、2以上の議案を一括して審議することができる。

(議決)

第9条 議事の議決は、挙手によって行うものとする。

2 議長は、議案ごとに議決の結果について宣言しなければならない。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したものについては、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって議事の議決に代えることができる。

(議事録)

第11条 会議（前条の規定により審議及び議決があったとみなされる場合を含む。）については、議事録を書面で作成し、議長及び議長が指名した委員1人以上が署名し、又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録（以下「議事録」という。）には、次に掲げる事項を内容とするものとする。

(1) 会議が開催された日時及び場所

(2) 会議に出席した委員の氏名及び数

(3) 会議に欠席した委員の氏名及び数

(4) 会議に出席した関係者及び事務局員の氏名及び数

(5) 会議の議事の経過（当該会議において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容を含む。）及びその結果

3 議事録は、当該会議のあった日から5年間、事務局に備え置くものとする。

4 議事録は、公開するものとする。ただし、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）第7条各号に掲げる情報のいずれかが記載されている場

合は、この限りでない。

5 前項本文の規定による議事録の公開は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第1号に規定する閲覧又は写しの交付は、事務局の執務時間（伊豆の国市の執務時間を定める規則（平成17年伊豆の国市規則第1号）第1条の規定による執務時間をいう。）内に行うものとする。

(1) 事務局の執務室における議事録の閲覧又は写しの交付

(2) インターネットによる市のホームページへの議事録の掲載

6 前項第1号の規定による議事録の写しの交付をしたときは、当該議事録の写しの交付に要した費用を徴収するものとする。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成30年1月18日制定・施行）

この規程は、協議会の議決があった日から施行する。